

令和8（2026）年4月採用予定 高浜市特定任期付職員（弁護士）募集要項

高浜市は、弁護士資格を有する人を特定任期付職員として募集します。

1 職種、採用予定人数、任期、受験資格等

職 種	採用予定 人 数	任用期間	受験資格
弁護士 (特定任期付)	1名	令和8年4月1日から 令和11年3月31日ま での3年間	令和7年7月末現在で弁護士として2年 以上の実務経験を有し、弁護士名簿に 登録されている方

※ 採用予定日は令和8年4月1日ですが、離職等の事情により同日からの勤務が困難な場合は、相談に応じます。

※ 任期は採用した日から5年を超えない範囲内で本人の同意を得て更新する場合があります。

※ 地方公務員法第16条又は弁護士法第7条の欠格条項に該当する方は受験することができません。

※ 日本国籍を有しない外国籍の方(永住者又は特別永住者)は、公権力を行使する職に就くことができないため受験することができません。

2 試験内容等

試験科目	内 容
書類審査	応募書類の記載内容に基づき、職務遂行に必要な経歴等について審査します。
面接試験	職務への適性・意欲等について個別面接を実施します。 【日時】 令和7年10月14日(火)から10月31日(金)までの間の指定する日時 【場所】 高浜市役所内

※ 試験日時及び会場に関する詳細は、申込者に個別に通知します。

※ 試験結果は、受験者全員の面接試験実施後10日以内に、受験者あてに郵送にて通知します。

3 受験手続

受付期間	令和7年8月25日(月)～令和7年9月30日(火)
申込方法	持参又は郵送に限ります。
	【持参の場合】 上記の受付期間内に、高浜市役所2階の秘書人事グループまで持参してください。受付時間は、午前9時から午後5時までです。土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。 【郵送の場合】 郵送の場合は、令和7年9月30日(火)午後5時までに必着で、高浜市役所秘書人事グループ宛に郵送(簡易書留に限る。)してください。
提出書類	① 高浜市特定任期付職員(弁護士)採用試験受験申込書 ② 高浜市特定任期付職員(弁護士)採用試験エントリーシート ③ 高浜市特定任期付職員(弁護士)採用試験受験票 ④ 弁護士名簿に登録されていることを証明する書類の写し(所属の弁護士会発行の証明書等)
申込先	高浜市役所 企画部 秘書人事グループ 〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

※ 募集要項、受験申込書、エントリーシート及び受験票は、高浜市役所秘書人事グループでお渡しします。また、高浜市役所公式ホームページからダウンロードして印刷することもできますが、郵送を希望される方は、180円切手を貼った返信用の封筒(A4サイズの用紙が入るもの)に宛先を記入のうえ、高浜市役所秘書人事グループへ請求してください。

※ 提出書類が整っていない場合は受け付けません。また、提出書類は理由を問わず返却をしません。

4 採用予定者の決定

書類審査及び面接試験により合格者を決定し、採用予定者とします。

ただし、受験資格がないこと若しくは申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合又は採用の日までに地方公務員法第16条若しくは弁護士法第7条の規定に該当することとなった場合は、採用を取り消すことがあります。

5 職務内容

弁護士の専門性を発揮できる自治体業務全般

予定する主な職務内容
① 市が原告又は被告となる訴訟等に関する業務
② 行政不服審査法による審査請求の審理員としての業務
③ 債権管理・回収に関する法的指導・助言
④ 市の施策に係る法的妥当性、法令適合性の検証に関する業務
⑤ 法律的課題に係る職員からの相談への助言・指導
⑥ 職員の法務能力向上のために必要な業務

6 勤務条件等

(1) 役職・給与

役職	号給	給料月額 (地域手当を含む。)	年 収	備 考
主幹級	4号給	599,400円	約970万円 (初年度は約882万円)	実務経験2年以上の方

※ 給料、地域手当以外に、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

※ 昇給はなく、扶養手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当の支給はありません。

※ 上記の年収は、給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当に係る4月から翌年3月までの合計額です。※ 弁護士会の会費等は自己負担となります。

(2) 勤務時間・休日・休暇

勤務時間	月曜日～金曜日 8時30分から17時15分まで(7時間45分)
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
年次有給休暇	1年度につき20日間(採用1年目は採用月により異なります。)
病気休暇	負傷又は疾病により療養を要する場合の有給の病気休暇
特別休暇等	結婚休暇、産前産後休暇、忌引休暇、夏季休暇、育児休業など

(3) 福利厚生

健康診断	毎年定期的に、指定医療機関にて実施します。
共 済	愛知県市町村職員共済組合に加入しており、病気、けが、出産などに対して各種給付や手当金が受けられるほか、住宅や物品の購入あるいは結婚、入学などに要する資金の貸付が受けられます。
互 助 会	職員の相互扶助及び福利増進を目的とした高浜市職員互助会を設置しており、各種給付、貸付、その他の福利厚生が受けられます。

(4) 服務

任用期間中は、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。そのため、営利企業等への従事(弁護士活動を含みます。)が制限されますので、現在行っている弁護士業務については停止していただく必要があります。

(5) その他

給与、勤務時間等は市の条例が適用されるため、条例の改正により変更となる場合があります。

詳細は、高浜市役所 企画部 秘書人事グループまでお問い合わせください。

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

TEL(0566)52-1111(内線361)

E-mail : jinji@city.takahama.lg.jp

市公式ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp/>